

2010年農林業センサスの実施について（案）

I 2010年農林業センサスの役割

1 農林業センサスを取り巻く情勢

（１）我が国の農林業、農山村は、食料の安定供給はもとより、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、国民生活において重要な役割を果たしてきている。しかしながら、我が国が人口減少社会に移行する中で、農林業従事者の減少や高齢化などにより、農林業生産構造のぜい弱化が進むとともに、農山村の活力の低下が懸念されている。

（２）このため、「食料・農業・農村基本法」及び「森林・林業基本法」の基本理念に基づき、「水田・畑作経営所得安定対策」、米政策改革推進対策の見直し、農地・水・環境保全向上対策等とともに、多様で健全な森林づくり、国産材の利用拡大など林業の再生に向けた対策が進められている。

（３）このような対策の推進を通じて、意欲ある農林業の担い手の育成などにより、農林業の体質強化を図るとともに、農山村地域の活性化を図ることが重要となっている。

2 2010年農林業センサスの基本的役割と課題

（１）我が国の農林業（農業）センサスは、これまで、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）が提唱する「世界農業センサス要綱」に即して、1950年以降５年ごとに実施してきており、その基本的な役割は、次の通りである。

- ① 我が国の農林業・農山村の基本構造とその変化の把握
- ② 農林業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用の促進
- ③ 各種標本調査を効率的に実施するための母集団情報の整備
- ④ 国際比較が可能な統計の作成

（２）2010年農林業センサスにおいては、農林業・農山村の基本構造の把握を堅持し

つつ、上記の基本的な役割を引き続き果たすこととし、最近の個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、調査方法、調査事項等の見直しを図る。

Ⅱ 2010年農林業センサス調査の種類及び実施系統

調査は、農林業経営体調査と農山村地域調査に区別され、それぞれ以下の組織系統により実施する。

1 農林業経営体調査

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員

2 農山村地域調査

農林水産省 — 地方農政局－農政事務所－統計・情報センター－調査員
— 北海道農政事務所－統計・情報センター－調査員
— 沖縄総合事務局－統計・情報センター－調査員

なお、市区町村調査については、郵送調査で実施する。

Ⅲ 2010年農林業センサスの改善点

1 調査手法の改善・見直し

(1) 農林業経営体調査

最近の個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化と調査員及び調査対象者の負担軽減に一層配慮する観点から、調査員が実施する調査客体候補名簿の作成から調査票の配布・回収に至るまでの一連の作業や調査票の内容・回収のあり方（郵送回収）等について改善する。

(2) 農山村地域調査

ア 国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、調査方法の見直しを行う。

イ 具体的には、これまで農林水産省職員による関係機関等への面接聞き取り調査から、特定の調査対象者への自計申告調査に移行し、市区町村調査については往復郵送調査に、農業集落域調査については調査員調査により実施する。

2 調査項目の改善・見直し

(1) 農林業経営体調査

ア 調査客体や調査員における調査票への記入や審査の負担の軽減を図るため、農林業の基本構造の把握に一層重点化し、調査項目の大幅な減量化を図る。

イ このため、センサス結果の利活用状況等を踏まえ、全数データの把握の必要性が必ずしも高くない調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目等については、簡素化又は廃止する。

(2) 農山村地域調査

これまで農林水産省職員による複数の関係機関等への面接聞き取り調査から、調査員調査等へ移行することから、多岐にわたる調査項目の把握は困難であり、利活用状況等を踏まえ、農山村の基本構造の把握に重点化するとともに、調査項目を調査員等による把握が可能な項目に限定する。

また、2005年農林業センサスの付帯調査として実施した農村集落調査（標本調査）については、調査結果の利活用状況等を踏まえ、調査体系の簡素化等の観点から廃止する。

(3) 調査票の整理

農林業経営体調査においては、調査業務の効率化を図り、全国共通の調査結果の表章を行うため、従来の北海道用、都府県用、沖縄県用に別れていた調査票を一つの調査票に共通化する。

3 新たなニーズへの対応

(1) 農林業経営体調査

地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間連携（農商工連携）を通じて、農山村地域の活性化に資するため、農業以外の業種から農業への資本金、出資金の状況を新たに把握する。

(2) 農山村地域調査

農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落調査において、農業集落内の総戸数、農業集落内での活動（実行組合の有無、寄り合いの開催）を5年ごとに把握する。

4 地域データベースの充実

2005年で構築した地域データベースについて、2010年結果を蓄積し、過年次データとの連携やインターフェイスの改良により、国民一般により使いやすいシステムとなるよう充実を図る。

5 農林業センサス結果の連続性の確保

2010年センサスにおいては、農林業経営体調査については、引き続き経営体概念により、調査を実施するとともに、従来の世帯（農家）概念によるこれまでのセンサス統計データについて連続性を確保する。

また、農山村地域調査についても、各種の行政記録情報を活用することにより、従来の農山村地域調査及び農村集落調査の結果との連続性を確保する。